

宗谷本線特急利用促進事業助成金交付要綱を次のように定める。

令和7年8月25日

宗谷本線調査・実証事業協議会長 加 藤 剛 士

宗谷本線特急利用促進事業助成金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、ＪＲ北海道単独では維持することが困難な路線のうち、旭川－稚内間について、沿線住民等の利用機会の増加及び利用ニーズ把握を目的として宗谷本線調査・実証事業協議会（以下「協議会」という。）が行う宗谷本線特急利用促進事業助成金（以下「助成金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（助成対象者）

第2条 助成金の対象者（以下「助成対象者」という。）は、協議会の構成市町村（旭川市、比布町、和寒町、剣淵町、士別市、名寄市、美深町、音威子府村、中川町、幌延町、豊富町及び稚内市をいう。）の住民とする。

（事業）

第3条 助成対象となる事業（以下「事業」という。）とは、特急列車を利用し、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

（１） 助成対象となる区間（以下「対象区間」という。）は、旭川駅から稚内駅までとし、当該対象区間を超えて利用する場合は対象外とする。

（２） 旭川市、比布町、和寒町、剣淵町、士別市及び名寄市の住民は、旭川駅から名寄駅までの間で乗車又は下車し、美深駅から稚内駅までの間で乗車又は下車する場合に対象とする。

（３） 美深町、音威子府村、中川町、幌延町、豊富町及び稚内市の住民は、対象区間における利用の場合に対象とする。

（助成対象経費）

第4条 助成対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、令和7年10月1日から11月30日までに購入及び利用した対象区間内の特急券（自由席特急券又は指定席特急券をいう。）の金額とする。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、助成対象経費から10円を差し引いた額とする。

（交付の申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（未成年の場合にあつては、その保護者。以

下「申請者」という。)は、宗谷本線特急利用促進事業助成金交付申請書兼請求書(別記様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、特急券の購入後7日以内に会長に提出しなければならない。

(1) 助成対象者全員の身分証明書の写し

(2) 委任状(別記様式第2号)(助成対象者(申請者及び未成年者を除く。)に限る。)

(3) 助成対象経費に係る領収書

(4) 振込先口座を確認できる書類の写し

2 前項に規定する申請は、協議会が指定する電子申請受付システムを用いて入力することにより、当該申請に代えることができる。

3 前2項による申請は、作成、発送又は送信した日にかかわらず、会長が受理した順に処理するものとする。

(交付の決定)

第7条 会長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、宗谷本線特急利用促進事業助成金交付決定通知書(別記様式第3号。以下「決定通知書」という。)により申請者に通知し、速やかに助成金を交付するものとする。

2 前項の審査の結果、助成金を交付しないことを決定したときは、その旨を書面により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 会長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取り消し、既に助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 特急列車を利用しなかったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(3) その他助成金を交付することが不適当と認められる事実があったとき。

2 会長は、前項の規定に該当すると認めたときは、宗谷本線利用促進事業助成金交付決定取消通知書兼返還請求書(別記様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。